11月の行事予定

エエカの打手」と			
H	曜	行事等	
1	水	6年陸上大会(参観)6年7:40登校	
2	木	全校朝会 1・2年・さくら公開授業	
		小中連携推進事業 金曜時程 5 時間授業	
3	金	14:10頃下校 文化の日	
4	土	XIIIVII	
5	日		
6	月	 6 年薬物乱用防止教室	
7	火	個人面談期間~24日	
		陸上大会予備日	
8	水	体育朝会	
9	木	4年読み聞かせ	
		4~6年5時間授業 14:45下校	
10	金	4年校外学習(東秩父・川越方面)	
11	土		
12	日		
13	月	職員研修 14:30下校	
		tetoru登録依頼日 ※12月当初にテスト配信予定	
14	火	県民の日	
15	水	音楽朝会	
16	木	3~6年5時間授業 14:45下校	
17	金	 3年校外学習(さいたま市鉄道博物館方面)	
18	土	3 年仅外子首(さいたま印鉄垣時初館万画)	
19	日		
20	月	教材費引落日	
21	火		
22	水	3~6年5時間授業 14:45下校	
23	木	 勤労感謝の日(朝霞市ロードレース大会)	
24	金	到力感励の日(新葭中ロートレー入八五)	
25	土		
26			
27	月		
28	火	全校朝会	
29	水	教育委員会学校訪問 14:20頃下校	
30	木	5年読み聞かせ	

12月の主な行事予定

日	曜	行 事 等
1	金	委員会活動
12	火	5年校外学習(豊洲市場・フジテレビ)
8	金	クラブ活動
		懇談会(オンデマンド)~22日(金)
20	水	給食終了
		短縮4時間授業 13:40下校
21	木	短縮3時間授業 11:45下校
22	金	2 学期終業式
		短縮3時間授業 11:45下校

■ 11・12月の登下校時刻の変更について

11月 1日 (水) 6年陸上大会のため 7:40登校

2日(木)小中連携推進事業(一中校区小中連携研修会)

14:10頃下校

7日(火)~24日(金)個人面談期間

※学年・曜日により下校時刻が異なりますので、

詳しくは11月の学年だよりをご覧ください。

※ 9日(木) 4~6年生 5時間授業 14:45下校 15日(水) 3~6年生 5時間授業 14:45下校 21日(火) 3~6年生 5時間授業 14:45下校

10日(金) 4年校外学習 16:15頃下校(4年生)

13日(月)職員研修のため 14:30下校

17日(金) 3年校外学習 15:45頃下校(3年生)

29日(水)教育委員会学校訪問 14:20頃下校

12月12日(火) 5年校外学習 3.5組 7:15登校 通常下校予定 1.2.4組 通常登校 16:30頃下校

20日(水)給食終了日 短縮4時間授業 13:40下校

21日(木)短縮3時間授業 11:45下校

22日(金) 2学期終業式 短縮3時間授業 11:45下校

■11月1日「彩の国教育の日」授業公開について

- ●10月30日(月)3年生・4年生2、3校時(9:40~11:30)
- ●10月31日(火)5年生 2、3校時(9:40~11:30)
- 1 1月 1日 (水) 6年生 予備日7日 (火)
- ●11月 2日(木)1年生・2年生・さくら学級

2、3校時(9:25~11:15)

※6年生は市内陸上大会を授業公開といたします。詳細は先日配付のお 手紙でご確認ください。

■「tetoru」登録のお願い

電子メールアプリ「tetoru」を利用した連絡システムに移行予定です。登録がお済でない方は、先日配付しました(10月18日配付)「学校からの連絡用アプリケーション「tetoru」登録のお願い」をご覧いただきお手持ちのスマートフォンまたはタブレットなどに「tetoru」をインストールし、11月13日(月)までご登録いただくようお願いいたします。(※登録番号は個人により異なりますので、ご注意ください。)尚、欠席・遅刻・早退等の連絡はしばらくの間、現行の連絡フォームをご利用ください。(1月よりtetoruに移行予定。tetoruによるペーパーレスも予定しています。)

■中学校自由選択制の申込期間開始のお知らせ

申込期間は、11月1日(水)から11月10日(木)です。お申込みは、市のホームページまたは窓口にてお受けいたします。窓口の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分です。 ※ホームページからの申込は、期間中であれば、いつでも受付できます

ので、ご利用ください。ただし、11月10日(木)につきましては、 午後5時15分までとなります。お申込みが必要な方は、お住まいの住 所の**学区以外の中学校**を希望される生徒の保護者です。

■交通事故防止に向けて

道路交通法が一部改正(令和5年4月1日施行)され、全ての自転車利用者を対象として、自転車ヘルメットの着用が努力義務となって半年が経過しました。家庭におかれましても、安全な自転車の乗り方・道路歩行の仕方などについて、具体的な場面を例として挙げるなどしながら話をしていただくとともに、交通事故防止にご協力をお願いいたします。

自転車用ヘルメットを着用しよう!

自転車交通事故死者16人(令和4年中、埼玉県内)のうち、ヘルメット 着用者は0人でした。

「交差点」や「横断時」は安全確認の徹底を!

一時停止のある交差点や見通しの悪い交差点では 必ず止まって安全を確認しましょう。急に向きを変 えたり道路を横断することは大変危険です。

「ながら運転」は大変危険です!

他の車両や歩行者の動きに注意しましょう。スマートフォンやイヤホーンを使用しながらの運転は、 周囲の状況が分からず危険です。

